

## 平成30年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月22日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	5
一般質問	5
平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	8
平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	21
平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	21

## 知多北部広域連合議会会議録（第66号）

### 1 招集年月日

平成30年8月22日（水） 午前9時30分

### 2 招集の場所

東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館（1階）多目的ホール（議場）

### 3 応招議員（16人）

1番	早川直久	2番	蔵満秀規
3番	栗野文子	4番	石丸喜久雄
5番	木下久子	6番	加古守
7番	早川高光	8番	窪地洋
9番	古俣泰浩	10番	渡邊眞弓
11番	伊藤公平	12番	富田一太郎
13番	山下享司	14番	向山恭憲
15番	小松原英治	16番	杉下久仁子

### 4 不応招議員

なし

### 5 開閉の日時

開会 平成30年8月22日 午前 9時30分

閉会 平成30年8月22日 午前10時49分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 谷川正仁 書記 千田直子

9 説明のため議場に参加した者

広域連合長	鈴木淳雄	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	神谷明彦
選任副広域連合長	佐治錦三	代表監査委員	田中奈美
会計管理者	蒲田重樹	事務局長	伊藤明典
総務課長	船津光裕	事業課長	小島朋尚
事業課長補佐	大塚康雄	事業課長補佐兼認定係長	小泉綾子

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	山内政信	東海市高齢者支援課長	田中寛二
大府市福祉子ども部長	玉村雅幸	大府市高齢障がい支援課長	田中嘉章
知多市長福祉部長	竹之越康正	知多市長長寿課長	石川義章
東浦町健康福祉部長	馬場厚己	東浦町福祉課長	鈴木貴雄

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	
4		一般質問	
5	認定 1	平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
6	” 2	平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
7	議案 1 1	平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
8	” 1 2	平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月22日 午前9時30分 開会)

議長（富田一太郎）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから平成30年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布をいたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

---

議長（富田一太郎）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の定例会におきましては、平成29年度決算の認定のほか、平成30年度補正予算についての議案を提出をさせていただいております。

議案の内容につきましては、後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、7番早川高光議員、8番窪地洋議員を指名いたします。

---

議長（富田一太郎）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

議長（富田一太郎）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（3月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から議長宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配布をもって報告とさせていただきます。

---

議長（富田一太郎）

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

先に配布いたしました一般質問通告者一覧に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問・答弁を含めて1人30分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1の方からいきます。要介護・要支援認定に係る審査判定について。

昨年からの介護度の更新についての相談が私の方に何件かありまして、いずれも介護度が下がって、これまでの介護サービスが受けられなくなり困窮したという内容でありました。高齢化社会の中で自然増となる給付費の削減、生活支援サービスの利用制限などを国が進めている中で、利用者の実態に合わない介護度認定とならないよう、以下に質問いたします。

（1）平成29年度、介護予防・日常生活支援総合事業が始まってから、要介護・要支援認定の更新で審査判定の結果、更新前より軽度に判定される件数は、過年度に比べ増加か減少か、どちらの傾向でありますか。

（2）要介護・要支援認定の中で、更新申請の際、申請前の認定区分から変わる（軽度変

更・重度変更どちらでも)の場合、申請から決定がされるまでの間に、対象者の担当ケアマネージャーの意見はどのように反映されているのか伺います。

2、特別養護老人ホームへの入所について。

(1)施設への入所を希望する方が重複し、利用者同士の要介護・要支援の認定度が同じ場合の対応を伺います。

以上で通告の質問とさせていただきます。

事務局長(伊藤明典)

御質問の1番目、「要介護・要支援認定に係る審査判定について」の1点目、「更新前より軽度に判定される件数は、過年に比べ増加か減少どちらの傾向か」についてでございますが、平成29年度の更新申請件数は7,946件で、そのうち前回の認定結果から軽度変更となった件数は1,399件、全体の17.6%でございます。また、平成28年度の軽度変更の割合は18.4%ございました。平成25年度以降の実績を比較いたしましたところ、年度により1%前後の変動はございますが、全体として横ばい傾向でございました。

次に、2点目、「更新申請の際に、対象者の担当ケアマネージャーの意見はどう反映されているのか」についてでございますが、更新申請に限らず、全ての申請において、被保険者御本人様及び御家族様又はケアマネージャーなどの同席者の意見をお聞きする機会といたしましては、認定調査時のみでございます。認定調査時に被保険者御本人様の日頃の状態が分かる方にも同席いただき、聞き取り調査をしております。その場にケアマネージャーが同席されましたら、ケアマネージャーにも聞き取り調査を実施しており、その内容を調査票に反映いたしております。

続きまして、御質問の2番目、「特別養護老人ホームへの入所について」でございますが、特別養護老人ホームを始め、介護保険制度における施設入所につきましては、各施設を管理・運営する事業者と入所者との個人契約でございます。施設への申込み状況や、要介護度、本人の状況、家庭の状況、身の回りの環境などを総合的に判断した上で、事業者ごとに適切に対応いただいているものと考えております。

以上でございます。

議長(富田一太郎)

答弁が終わりました。

再質問がありましたら発言を許します。

16番(杉下久仁子)

答弁ありがとうございました。

では、順番に2点、それぞれ1点ずつ、また確認として質問させていただきます。

1の方ですけれども、要介護認定については、全体的には横ばいであると、軽くなる方向は横ばいであるということですが、ある方の事例を申し上げますと、脳梗塞でその方は入院されたんですけれども、退院された時は介護度2でありました。そして1年後の更新

で要介護1へ下がったと伺っております。リハビリをして改善を図ってはいましたけれども、御本人自身もその改善の実感がなく、介護度が下がったことで介護ベッドを返した後、その後、自宅でふらついて転んでしまったというケースがあります。介護度が下がったこと自体はとても喜ぶべきことだと本人も言っているんですけども、自分自身がそういった実感がなく、そしてまた、なぜ介護度が下がったということも分からないまま受給サービスが下げられたということで、それがけがにつながったということも考えられますので、安易に介護度が下がったからといって、良くなったと喜べるものではないと考えられます。申請から決定まで1か月ほどかかるそうですけれども、その間に状態が変化しないとは言い切れないということも伺っておりますし、その時に身近なケアマネージャーが、サービスの切れ目が起きないように対応できるようにしていただくと、その利用者さんも安心して生活が送れると考えられます。

広域連合として、そういったケアマネージャーの資質ですね、ケアマネージャーによってその切れ目ができてしまう可能性もある。更新の時にこのタイミングで更新をすれば、申請を出せばサービスの切れ目がなくなるということを知っている方と、なかなかそこまで行き届かないということも聞いておりますので、そういった対応をですね、ケアマネージャーの資質向上についての対応が広域連合として求められると考えますけれども、どのように認識していらっしゃるでしょうか。現状の対応は、そういったケアマネージャーの方たちの対応はどうされているか伺います。

大きい2の方にいきます。

特別養護老人ホームの入所待機者、その方に対して入所の判定は適切にされているということを感じましたが、入所へつなげるまでのアプローチについて伺いたいと思います。

あるケースで、認知症による行動が家族の対応できる範ちゅうを明らかに越えているなどということ客観的に素人が見ても分かる状態にもかかわらず、その介護に携わる介護者本人の方が、入所の判断や支援の求め方が分からずに声を上げられなかったと、そして精神的に追い詰められたというケースがございました。介護者本人に発達や精神的障害があったということによるものと伺っておりますけれども、そういった子供の頃に診断されずに大人になってから社会生活に支障が起きる大人の発達障害といった方たちが、これからも増えていくのではないかと懸念もあります。こういった中で、こういうケースへの対応も、個別ではあるんですけども増えてくると考えますので、広域連合としての考え方を伺います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1点目、介護認定審査について、ケアマネージャーの資質についてでございますが、こちらにつきましては、広域連合としましては年3回の研修会などを実施しております、それぞれの資質向上に努めてございます。

2点目の入所へのアプローチなどにつきましては、高齢者相談支援センターから各ケアマネージャーなどに適切につなぐなど、こういったサービスについて適切に対応できるようにしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。



議長（富田一太郎）

16番杉下久仁子議員、要望、意見がありましたら発言を許します。

16番（杉下久仁子）

最後に意見として述べさせていただきたいと思います。

ケアマネジャーの研修も3回されているということです。そういったこともありますけれども、実態としてはなかなか、利用者さんがなぜ介護度が下がったのかが分からないまま、そのまま不安なまま生活されるというケースもあるそうですので、研修について、より充実をさせていっていただきたいということがあります。

また、介護認定の審査項目、これがかなり細かくあるということで、フローチャート式のものと聞いております。全国標準でみる判断ということですが、それが全て正しいとは認識していらっしゃるとは思いますが、今一度認定の判断について、利用者御本人の状況を十分に踏まえた認定審査を行っていただきたいということでもあります。

そしてまた、施設入所についても、利用者の多様なケース、柔軟な対応が求められますので、アウトリーチ的なことも検討していただきたいなということを要望として述べさせていただきます。一般質問を終わりにいたします。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の一般質問を終わります。

---

議長（富田一太郎）

続いて、日程第5、認定第1号「平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第6、認定第2号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただ今上程となりました平成30年認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、平成30年認定第1号「平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金30億1,019万6,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては右側備考欄に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金1,318万8,000円は、低所得者保険料軽減負担金で、

軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金659万4,000円も、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金133万5,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

3項1目県委託金1万6,200円は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料3件の実績でございます。

12、13ページをお願いいたします。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金50万390円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億8,491万円は、関係市町の負担金軽減のため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金1億9,973万9,586円は、平成28年度介護保険事業特別会計の決算に伴い、特別会計分の関係市町負担金の超過額を精算するため、1億9,974万1,000円を増額補正し、特別会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、平成28年度決算額の確定により、293万4,000円を増額補正し、繰り越したものでございます。

7款諸収入、1項1目預金利子958円は、歳計現金等の預金利子、2項1目雑入36万3,730円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は34億2,177万7,073円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費は158万1,175円で、執行率は90.9%でございます。主な内容といたしましては、1節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、9節旅費は定例会及び臨時議会並びに10月に実施いたしました議員視察に係る費用弁償等、13節委託料は4回分の会議録作成委託料、14節使用料及び賃借料は議員視察で使用したバスの借上料等でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費は34億455万515円で、執行率は99.8%でございます。主な内容といたしましては、1節報酬は審議会等の委員及び嘱託員の報酬、2節給料から、16、17ページをお願いいたします。4節共済費までは職員23人分の給料・手当等の人件費、7節賃金は臨時職員39名分の賃金でございます。

13節委託料では、広域連合等の特別地方公共団体においても28年度決算分から財務書類の作成が義務づけられたことから、助言・指導を受けるため財務書類作成助言指導委託をいたしました。

18、19ページをお願いいたします。

23節償還金利子及び割引料1億9,358万9,586円は、平成28年度の介護保険事業特別会計精算金を関係市町に返還したものでございます。

28節繰出金29億2,393万4,000円は、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、事務費分及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。

なお、財源は、関係各市町からの負担金並びに低所得者保険料軽減分の国、県負担分でございます。

2 目財政調整基金費346万8,599円は、前年度繰越金等296万9,000円を増額補正し、預金利息分を含め、積み立てたものでございます。

2 項 1 目選挙管理委員会費は市町各 1 名選出の計 4 人の選挙管理委員の報酬、3 項 1 目監査委員費は委員 2 人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費188万4,091円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

4 款公債費の執行はございませんでした。

5 款予備費は、2 款 3 項 1 目監査委員費の 1 節報酬へ2,000円を充用しました。

以上、歳出合計は34億1,175万6,760円で、執行率は99.7%でございます。

続きまして、22ページの「実質収支に関する調書」について御説明いたします。

1 の歳入総額は34億2,177万7,073円、2 の歳出総額は34億1,175万6,760円で、3 の歳入歳出差引額は1,002万313円となり、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は1,002万313円でございます。この実質収支額の 2 分の 1 の501万156円を地方自治法の規定により財政調整基金繰入額といたしました。

次に、24ページの「財産に関する調書」について御説明いたします。

1 の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものにつきましては決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車 7 台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2 の基金につきましては、(1) の財政調整基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引き額 1 億7,650万8,000円を取り崩し、年度末現在高は 1 億9,913万5,000円でございます。

(2) の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引き額 5 億5,642万4,000円を積み立て、年度末現在高は23億9,963万7,000円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、平成30年認定第 2 号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

なお、金額につきましては、一般会計と同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。

まず、歳入につきまして、12、13ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、予算現額52億4,385万2,000円に対し、調定額53億357万1,200円、収入済額52億1,044万4,400円で、調定に対する収納率は98.2%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、582人分の2,578万8,500円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は6,733万8,300円でございます。

なお、1 節現年度分特別徴収保険料のマイナス255万3,000円は、特別徴収分の未還付額でございます。

2 款国庫支出金は40億8,421万525円で、1 項 1 目介護給付費負担金並びに 2 項 2 目及び 3 目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2 項 1 目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.95%の交付率で交付されたものでございます。

2 項 4 目事業費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などがございます。14、15ページをお願いいたします。

3 款支払基金交付金は52億6,038万5,821円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する第 2 号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4 款県支出金は28億1,812万2,098円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

5 款財産収入は247万6,798円で、16、17ページにかかりますが、介護給付費準備基金の利子でございます。

6 款繰入金は29億2,393万4,000円で、1 項 1 目介護給付費繰入金並びに 2 目及び 3 目の地域支援事業費繰入金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する市町の法定負担分でございます。

4 目事務費繰入金は、介護保険事業の運営に伴う事務経費に対する市町の負担分でございます。

5 目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減のために公費投入を行うもので、財源は国、県、市町の負担となっており、一般会計を経由して繰り入れたものでございます。

7 款繰越金は 8 億1,145万7,715円で、平成28年度決算における繰越金でございます。18、19ページをお願いいたします。

8 款諸収入は840万8,192円で、1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金は保険料納付の遅延による延滞金、2 項 1 目預金利子は歳計現金の預金利子、3 項 1 目第三者納付金は交通事故等による第三者行為の損害賠償金、2 目雑入は高額介護サービス費の返還分及び過誤による給付費返還金などがございます。

なお、雑入に収入未済額1,073万4,245円が生じておりますが、これは不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

また、返還請求をした事業者の破産により135万2,967円を不納欠損処分いたしました。

以上、歳入合計は211億1,943万9,549円、不納欠損額2,714万1,467円、収入未済額7,807万2,545円でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

20、21ページをお願いいたします。

1 款総務費は 2 億8,997万6,985円でございます。

1 項 1 目一般管理費の主なものは、介護保険事業に係る電算システムの維持経費など、2 項 1 目賦課徴収費の主なものは、保険料納付の利便性を図ったコンビニ収納などに係る手数料でございます。

3項1目介護認定審査会費の主なものは、認定審査会委員の報酬、2目認定調査等費の主なものは、22、23ページをお願いいたします。主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

4項1目趣旨普及費の主なものは、保険料や制度説明のための冊子などの印刷費、5項1目事業計画推進委員会費の主なものは、委員報償金でございます。

2款保険給付費は182億6,996万680円で、予算に対する執行率は93.4%、前年度と比較いたしまして7億2,196万446円、4.1%の増加でございます。

1項介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者に対する保険給付費で、1目の居宅介護サービス給付費は、訪問・通所・短期入所サービスなど在宅をベースとしたサービスに対する給付費、2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護等に対する給付費、3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設入所での介護サービス給付費、4目居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費は、福祉用具購入や住宅改修に対する給付費、24、25ページをお願いいたします。5目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画作成費用に対する給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者に対する保険給付費で、1目介護予防サービス給付費、2目地域密着型介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用具購入費、住宅改修費と、4目介護予防サービス計画給付費は、先程の1項の介護給付費のサービスに対応した内容で給付したものでございます。

3項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への介護報酬の審査をお願いしているものの手数料、4項高額介護サービス等費及び、26、27ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ介護保険サービス利用料の自己負担限度額の上限を超えた要介護者又は要支援者に対しての給付でございます。

6項特別給付費は利用者負担額を減免するもの、7項特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所等されている低所得者を対象に、居住費、食費の負担の軽減を図るものでございます。

3款地域支援事業費は9億2,476万6,099円で、前年度と比較して4億8,624万2,535円、110.9%の増加でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者及び基本チェックリストにより事業対象者となった高齢者を対象に、要支援・要介護状態になるのを未然に防ぐため、地域の実情に応じたサービスを提供する事業でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費は、主に従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに要した支給費、また、サービスB以降のサービスを地域に応じて展開するために各市町に委託したものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、1目のうち指定事業者によるサービスを受けるために必要なケアプランを作成するための費用でございます。

2項一般介護予防事業費は、各市町において介護予防教室などの事業の実施を委託したものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費のうち、1目包括的支援事業費は、主に各市町にある高齢者相談支援センターの運営に係る委託料でございます。

2目任意事業費は、給付適正化システムの保守や給付通知の発送費用等でございます。

3目在宅医療・介護連携推進事業費は、各市町それぞれに地域包括ケアの強化を図るために、医療と介護の連携を高める事業を委託したものでございます。

4目生活支援体制整備事業費は、地域ごとの基盤整備として、市町の区域を単位とする第1層に協議体及び生活支援コーディネーターの設置を、また、日常生活圏域を単位とする第2層に生活支援コーディネーターの設置を各市町に委託したものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費は、各市町に認知症地域支援推進員を配置するとともに、平成30年4月に設置の医師や保健師、社会福祉士などで組織した認知症初期集中支援チームの準備を委託したものでございます。

4項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に第1号事業に係る審査をお願いしているものの手数料でございます。

4款基金積立金は5億5,642万3,841円で、平成28年度決算に伴う繰越し分から、国、県などへの返還金などを差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

5款諸支出金は2億8,768万7,086円で、1項1目介護保険料還付金は、過年度分に係る保険料の払戻金、2目介護保険料還付加算金は、その保険料払戻金に係る還付加算金でございます。

3目償還金は、平成28年度事業費の確定、精算に伴う国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金は、関係市町負担金を財源とした平成28年度精算に伴う市町への返還金でございます。

32、33ページをお願いいたします。

6款予備費は、3款4項1目審査支払手数料の12節役務費へ16万8,000円を充用いたしました。

以上、歳出合計は203億2,881万4,691円でございます。

続きまして、34ページ、「実質収支に関する調書」をお願いいたします。

1の歳入総額は211億1,943万9,549円、2の歳出総額は203億2,881万4,691円で、3の歳入歳出差引額は7億9,062万4,858円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は7億9,062万4,858円ございました。

以上で特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、平成29年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

平成30年7月23日に、向山恭憲委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました平成29年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算につきまして決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行につきまして、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載しておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に沿って行われており、目的は概ね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（富田一太郎）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配布いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

では、お願いいたします。

まず、認定第1号「平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、2点お伺いいたします。

（1）歳出の方であります、16、17ページにあります2款1項総務管理費、1目一般管理費の中にある7節賃金、臨時雇用費です。4,382万5,490円について伺います。この中で352万円が不用となった理由を伺います。また、ここ数年、この臨時雇用費については増えております。平成28年度決算額が3,950万7,945円から比べましても増額をしておりますが、雇用人数の推移はどうなっているか伺います。

（2）歳出、18、19ページ、3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費、19節負担金補助及び交付金について、社会福祉法人利用者負担軽減補助金について、市町村民税非課税者が増加傾向の中、主要施策報告書13ページにある対象法人、対象者数が前年並みの理由を伺います。

続きまして、認定第2号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」伺います。

(1) 歳入全体について、保険者負担割合と国・県・市町村の負担割合は当初の予算と比べて増減があるか伺います。

(2) 歳入、18、19ページ、8款3項2目雑入について、不納欠損額が生じた背景に介護報酬を下げられたことが影響していないか伺います。

(3) 歳出、20、21ページ、1款2項1目賦課徴収費、12節役務費、コンビニ収納事務委託等の手数料については第6期介護保険事業計画から始まりましたが、毎年の手数料額増と徴収率についてどのように捉えているか伺います。

(4) 歳出、22、23ページ、2款保険給付費について、主要施策報告書28ページの居宅サービス月平均受給者数の要支援者の受給率が前年度57.3%に比べ39.6%と減ったのはなぜか。3款地域支援事業費との関連を伺います。

(5) 歳出の主要施策報告書35ページ、事業所開設数の(4)にあります施設サービスについて、介護老人福祉施設の定員数と介護老人保健施設の事業所数の平成29年4月1日付の数が、平成28年度決算主要施策報告書にある同日の数字と違うんですけれども、それについて変更された経緯を伺います。

(6) 同じく歳出の主要施策報告書34ページ、36ページにあります事業所の開設数、(2)居宅サービス事業所の居宅療養管理指導、また(6)の介護予防サービス事業所の介護予防居宅療養管理指導です。これのそれぞれについても平成29年4月1日付の1か所ということでもありますけれども、平成28年度決算主要施策報告書の同日では32か所となっておりましたので、その変更の経緯を伺います。

(7) 歳出、28、29ページ、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント事業委託料が、予算の半分以上が不用額となったのはなぜか伺います。

(8) 歳出、3款地域支援事業費、主要施策報告書38ページ、介護予防・日常生活支援総合事業費の状況で、総合事業のサービス利用者が市町間でゼロのところもあります。対象者のサービス利用に不便が生じていないか伺います。

以上8点についてお願いいたします。

総務課長（船津光裕）

認定第1号への御質問の1番目、「臨時雇用費が352万円不用になった理由」及び「雇用人数の推移」についてでございますが、広域連合事務所勤務の臨時職員及び在宅調査員について、年度途中での退職者があり、欠員を生じていた期間があることが主な理由でございます。

また、臨時職員の雇用人数につきましては、それぞれ4月1日現在でございますが、平成28年度は広域連合事務所勤務臨時職員13名、市町窓口臨時職員8名、在宅調査員12名の計33名、平成29年度は広域連合事務所勤務臨時職員13名、市町窓口臨時職員12名、在宅調査員14名の計39名でございます。

次に、御質問の2番目、「対象法人及び対象者数が前年並みの理由」についてでございますが、本制度の趣旨に賛同し軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人は、管内に16法人、管外に6法人ございましたが、補助金交付には控除額が設けられているため、補助金を交付



した社会福祉法人は5法人でございました。

また、対象者の要件は市町村民税が非課税であることだけでなく、年収額・預貯金額・資産状況などの条件があることから、補助金を受けた社会福祉法人を利用している対象者数は前年並みでございました。

以上でございます。

事業課長（小島朋尚）

次に、認定第2号への御質問の1番目、「保険者負担割合と国・県・市町村の負担割合は当初予算と比べて増減はあるか」についてでございますが、介護給付費など個々の負担割合は介護保険法により定められており、「調整交付金の交付率」及び「その影響を受ける第1号被保険者の負担割合」を除き増減はございません。

なお、調整交付金の交付率が、当初予算の0.3%に対し1.95%となったことで、第1号被保険者の割合は当初予算の26.7%に対し25.05%に減少しております。

次に、御質問の2番目、「不納欠損額が生じた背景に、介護報酬を下げられたことが影響していないか」についてでございますが、不納欠損額が生じた理由といたしましては、管外の事業所の介護報酬不正請求の返還に当たり、当該事業者が破産したことによるもので、この破産の直接的な原因としては、当該事業者の急速な事業展開による経費増大と、介護報酬不正請求の発覚による対外的な信用失墜によるものとお聞きしております。

次に、御質問の3番目、「毎年の手数料額増と徴収率についてどのように捉えているか」についてでございますが、コンビニ収納事務手数料が毎年増える点につきましては、制度が周知されつつあり、納付者の利便性が向上した結果ではないかと考えております。また、コンビニ収納事務は徴収率の向上にも寄与しているものと考えております。

次に、御質問の4番目、「居宅サービス月平均受給者数の要支援者の受給率が減った理由と3款地域支援事業費との関連」についてでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に当たり、従前の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が3款の地域支援事業費に移行したことでございます。

次に、御質問の5番目、「介護老人福祉施設の定員数及び介護老人保健施設の事業所数の変更の経緯」についてでございますが、第7期介護保険事業計画策定の際に精査したところ、誤りが判明したため、修正したものでございます。

次に、御質問の6番目、「居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の施設数の変更の経緯」についてでございますが、他の項目が県及び広域連合が指定している事業所の数を計上していることから、整合性を図るため修正したものでございます。

次に、御質問の7番目、「介護予防ケアマネジメント事業委託料が予算の半分以上が不用額となった理由」についてでございますが、介護予防ケアマネジメント費は、指定事業者によるサービスを受けるために必要なケアプランを作成するための費用でございますが、総合事業へ移行した要支援者と事業対象者が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

次に、御質問の8番目、「対象者のサービス利用に不便が生じていなかったか」についてでございますが、要支援者、事業対象者には、現行相当サービスを始め、一般介護予防施策

として行う介護予防教室や地域の通いの場、また市町が独自に整備した生活援助サービスなど、市町の実情に合わせた多様なサービスが提供されていることから、不便が生じていないものと認識しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁終わりましたが、杉下議員、再質問はありますか。

16番（杉下久仁子）

では再質問について、まず一般会計の方から2点伺います。

一般会計の臨時雇用費についてですけれども、年度途中の欠員ということですが、臨時雇用者の時給単価について、仕事へのモチベーションアップにもつながりますので、正規との同一労働、同一賃金となっているかどうかについて伺いたいと思います。

（2）の方ですが、非課税だけが対象で判断基準ではないということですが、社会福祉法人の提供するサービスを利用される方、その対象者が潜在的にもいるのではないかとということで質問をさせていただきました。対象者へのアウトリーチというものがされているかどうか、周知についてはどのようにされているか、再度伺いたいと思います。

介護保険事業特別会計の方について、2点ほど伺いたいと思います。

（1）で伺いました歳入全体について、負担割合は当初とは変わらないと法定で決まっていることではありますけれども、介護給付費準備基金ですね、給付費に対しての基金、もし足らなかった場合のものなんですけれども、こちらが決算では調定額なしということでゼロとなっております。これは毎年そういったことがありまして、昨年度の決算、28年度の決算でもそういったことがありました。1号の被保険者の方の負担割合を減らすという意味でも、こういった基金の取崩しということも必要ではないかと思えます。改めて基金の繰入れをゼロとした理由を、昨年度も伺いましたけれども、今年度についてのゼロとされた理由を伺いたいと思います。

2点目の方ですけれども、歳出の（4）、（5）で伺ったことです。（4）については誤りであったということと、また（5）については県との整合性を図るということですが、そういったことが今後ないようにしていただきたいと思えますけれども、途中でのそういった説明というもの、そういった確認ができた時期、これが誤りだとわかった時期、また県との整合性を図らなければいけなかった時期ということを伺いたいと思います。

以上です。

総務課長（船津光裕）

それでは、認定1号の臨時雇用の職員の関係でございます。

まず、臨時職員の業務内容としまして、職員の補助的な業務を行っていただいております。単価といたしましては、広域連合事務所内臨時職員が、時給が9月までは870円、10月以降が880円でございます。市町の窓口臨時職員は、市町の窓口で業務を行っておりますの

で、それぞれの市町の臨時職員の方の単価に合わせて働いていただいております、概ね870円から880円の単価で働いていただいております。

在宅調査員につきましては、この方たちが介護支援専門員ですとか、保健師、看護師、准看護師などの資格を有する方ということで、看護師の単価を準用しております、調査1件当たり4,000円の単価で就労をしていただいております。

以上でございます。

事業課長（小島朋尚）

2点目の対象者への周知についてでございますが、こちらは県を通じて申出をしていない各社会福祉法人に毎年勸奨をしております。今後も制度の理解を得られるように広域連合といたしましても案内をまいりますので、よろしくお願いします。

3点目の基金の繰入れがゼロ円になったということについてでございますが、こちらは調整交付金が予定より多くなったことにより、給付費の方がそれに対して安く収まったために繰入れがなかったものでございます。

4点目、こちらの数値の誤りについてでございますが、平成30年3月の介護予防事業計画の策定時点で判明したものでございますので、今後はこのようなことがないように留意してまいります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

続いて、3番栗野文子議員の発言を許します。

3番（栗野文子）

3番栗野文子でございます。よろしくお願いいたします。

日程6、認定2の「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の決算資料の不納欠損額についてお尋ねしたいと思います。

19ページの不納欠損額は2,714万1,467円と記載がございますが、そのうちの13ページ、保険料の不納欠損額が2,578万8,500円という多額な金額が計上してございます。すみません、ちょっと順序を間違えましたが、2番目の方を先に今説明させていただいております。不納欠損額をこのような処理をせざるを得ない対象者について、どのようにその内容を分析しているのかについてでございます。ちょっと1番は後回しにさせていただきます、(3)の質問でございますが、その不納欠損額について、保険料負担の平等性の観点から、今後の未然防止策をどのように捉えて今後に生かしていくのかというものでございます。

失礼いたしました。最初の1点目でございますが、保険料収入について、普通徴収と特別徴収の状況は、人数及び割合については現状どのようになっているかについてお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、「普通徴収と特別徴収の人数と割合」についてでございますが、特別徴収と普通徴収の人数は、それぞれ7万6,000人と8,000人ほどで、割合といたしましては概ね9対1でございます。

次に、御質問の2番目、「不納欠損の対象者についてどのように分析しているか」についてでございますが、公平性の観点から従来より滞納整理に努めており、前年度より300万円ほどの減となったところでございます。不納欠損の理由としましては、納付義務者の資力がないことや所在不明などがございます。

次に、御質問の3番目、「今後の未然防止策をどのように捉えていくか」についてでございますが、納付者の利便性の向上を図るためのコンビニ収納と、年3回の滞納整理強化月間など従来から取り組んでいる滞納整理事務の双方の視点から、引き続き不納欠損の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、栗野議員、再質問ありませんか。

3番（栗野文子）

3番栗野でございます。

先ほど、不納欠損の分析の内容が資力と所在不明ということでございますが、所在不明という場合はどのくらいまで追跡をされている現状なのか、1点再質問させていただきます。お願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

所在不明の場合どのように対応しているかということでございますが、こちらにつきましては、市町の方での現在の住民基本台帳の状況ですとか、あと現場の方にも赴きまして、どういった状況であるかということを確認するなどをしております。住民票の方の追跡などもいたしておりますし、転出先の市町の方への問い合わせなども実施しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番杉下久仁子議員。

16番（杉下久仁子）

それでは、お願いいたします。

認定第2号の方について討論させていただきます。

平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の決算ですけれども、介護保険事業計画の3年目であり、高齢化社会における給付費の伸び、給付費が大きく伸びるという予想と、また3年間変わらない保険料との差から、当初予算では介護給付準備基金の取崩しを前年度よりも倍以上増額をしておりましたが、毎年の黒字決算による前年度からの繰越金が増えており、基金の取崩しが行われていなかったということも捉えております。また、介護準備基金については、2025年に迎える超高齢化社会に備えるためでもあると伺っていますけれども、積立てに充てる前に介護予防や健康寿命の延伸につながる事業の充実や介護従事者不足、そちらへの対応が求められるのではないかと考えられます。

今回の認定については、新しい総合事業が本格的にスタートした年度の決算でもあります。地域支援事業や生活支援サービスが地域の支え合いとして負担を回していくということではなく、広域連合として責任ある対応が求められます。人員配置などで基準緩和された通所介護予防サービスAや訪問介護予防サービスAでは、経営が楽になるというよりも単価が安いために担い手不足などが課題となっていると思われまます。

以上の点から反対の討論といたします。

議長（富田一太郎）

15番小松原英治議員。

15番（小松原英治）

議長のお許しをいただきましたので、上程されております認定第2号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の立場で討論いたします。

平成29年度介護保険事業特別会計決算につきましては、関係法令に従い適正かつ効率的な執行がなされており、また介護や支援を必要とする方に対し適切なサービスが提供された結果であると考えます。今後とも広域的運用のメリットを生かし、より良い介護保険制度の運用に努めていただくようお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（富田一太郎）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号「平成29年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定をされました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

本案につきましては、起立により採決をいたします。本案を原案のとおり認定と決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立多数であります。よって、日程第2号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（富田一太郎）

日程第7、議案第11号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第8、議案第12号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただ今上程となりました平成30年議案第11号及び議案第12号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、平成30年議案第11号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,868万4,000円を追加し、予算の総額を34億1,513万4,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

5款繰入金、2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計の平成29年度決算に伴う負担金の精算により特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、1億8,567万3,000円を増額補正するものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の平成29年度決算に伴い繰越額が確定したため、301万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、23節償還金利子及び割引料は、介護保険事業特別会計からの繰入金のうち、1億8,567万円は各市町に返還し、3,000円は国及び県に低所得者保険

料軽減分の返還をするものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金301万1,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、平成30年議案第12号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、平成29年度決算に伴う繰越金及び事業費精算の処理によるもので、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億146万9,000円を追加し、予算の総額を213億3,733万9,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金の1,153万2,000円の増額は、29年度事業費の精算の結果、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る第2号被保険者の負担割合に基づく交付額に不足が生じておりましたので、不足分を追加交付いただくものでございます。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金の130万7,000円の増額は、3款と同様に、29年度事業費の精算の結果、保険給付費に係る県の負担分に不足が生じておりましたので、同様に不足分を追加交付いただくものでございます。

次に、7款繰越金、1項1目繰越金は、29年度決算に伴う繰越額が確定したため、7億8,863万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、29年度繰越金のうち第1号被保険者の保険料分を基金に積み立てるため、4億2,635万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、5款諸支出金、1項3目償還金は、29年度事業費の精算の結果、余剰金を国・県及び社会保険診療報酬支払基金に返還するため、1億8,943万8,000円を増額補正するものでございます。

また、2項1目一般会計繰出金は、29年度事務費及び事業費の精算の結果、市町負担金並びに低所得者保険料軽減分に係る国及び県の負担金を財源とする余剰金を一般会計へ繰り出すため、1億8,567万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配布いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

お願いいたします。

議案第11号、平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算、また議案第12号、平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算について、それぞれ1点ずつ伺います。

まず、一般会計ですけれども、歳出、10、11ページにあります2款1項1目一般管理費、介護保険事業特別会計精算返還金。こちら各市町への返還ということであります。その内訳を伺います。

次に、介護保険事業特別会計について伺います。

歳出、10、11ページ、5款2項1目一般会計繰出金1億8,567万3,000円のうち、一般会計にある介護保険事業特別会計精算返還金分の算出根拠を伺います。

総務課長（船津光裕）

議案第11号への御質問の「介護保険事業特別会計精算返還金1億8,567万円の市町の内訳」についてでございますが、東海市が5,654万5,057円、大府市が4,654万1,836円、知多市が5,023万7,655円、東浦町が3,234万2,797円でございます。

以上でございます。

事業課長（小島朋尚）

次に、議案第12号への御質問の「介護保険事業特別会計精算返還金分の算出根拠」についてでございますが、この返還金は、平成29年度事業の精算の結果、介護保険法の規定に基づく市町負担必要額と、知多北部広域連合規約の規定に基づく関係市町の負担金との差額であり、市町負担必要額の根拠となる法定負担割合は、介護給付費分及び介護予防・日常生活支援総合事業分は12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分は19.25%、低所得者保険料軽減分は25.0%でございます。

以上でございます。

議長（冨田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。よろしいですか。

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号「平成30年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

議長(富田一太郎)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(鈴木淳雄)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきまして、平成29年度決算の認定、平成30年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑で御指摘のありましたことにつきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、より良い運営を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(富田一太郎)

これをもちまして、平成30年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

(8月22日 午前10時49分 閉会)

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (12番) 富 田 一太郎

議 員 (7番) 早 川 高 光

議 員 (8番) 窪 地 洋